

船舶事故等調査報告書

平成22年7月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009仙第118号	
事故等種類	衝突（灯浮標）	
発生日時	平成21年4月24日 04時30分ごろ	
発生場所	宮城県七ヶ浜町仙台塩釜港塩釜第2区 塩釜漁港東防波堤灯台から真方位206°230メートル付近 （概位 北緯38°19.3′ 東経141°03.0′）	
事故等調査の経過	平成21年11月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 A 引船 ^{かいほう}海宝、171トン 140349、東亜海運産業株式会社 B バージ ^{まい}舞、3049.92トン なし、宗田造船株式会社 C 押船兼引船 わこう、19トン 138-99広島、日興マリンサービス株式会社	
乗組員等に関する情報	A 船長、四級海技士（航海） C 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A なし B なし C なし 灯浮標 保護枠、頭標取付具及び吊りピースに損傷	
事故等の経過	A 船は、船長Aほか5人が乗り組み、船首尾からそれぞれえい航索を出して右舷側にB船を接舷させ、その態勢でB船をえい航して仙台塩釜港に設けられた航路を東進していた。 C 船は、船長Cほか1人が乗り組み、A船を補助するためにB船の右舷側を並航していた。 船長Cは、A船及びB船が塩釜第7号灯浮標に接近する状況となったので、B船の右舷側を押して同灯浮標から遠ざけようとしたが、平成21年4月24日04時30分ごろ、B船の右舷船尾部が同灯浮標に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風速 約5m/s 海象：潮汐 高潮時	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A 船は、接舷させたB船をえい航して仙台塩釜港第2区を航行中、北西風により圧流されて塩釜第7号灯浮標に衝突したものと考えられる。 C 船は、B船の右舷側を押して塩釜第7号灯浮標から遠ざけようとしたが、B船の右舷船尾部が同灯

	浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、仙台塩釜港塩釜第２区において、Ａ船がＢ船を接舷させてえい航中、両船が北西風に圧流されたため、Ｂ船が塩釜第７号灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。